

行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二号

### 行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第二条 法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項（法第六十六条第一項において準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第八十一条第三項において読み替えて準用する法第七十八条第四項の規定により納めなければならない手数料（以下「手数料」という。）の区分及び金額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の納付)

第三条 手数料は、法第三十八条第一項（法第六十六条第一項において準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付の際に、納めなければならない。

(手数料の減免)

第四条 審査庁（再審査庁を含む。）、審理員又は法第八十一条第一項の規定により置かれる広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第五項（法第六十六条第一項において準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第八十一条第三項において読み替えて準用される法第七十八条第五項の規定により、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料に係る委任)

第五条 第二条から前条までに定めるもののほか、手数料に関し必要な事項は、知事又は公営企業の管理者若しくは病院事業の管理者が定める。

(審査会の組織)

第六条 審査会は、委員六人以内で組織する。

(委員)

第七条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、

法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第八条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第九条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十条 審査会は、必要に応じ、その所掌事務について、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員三人をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「審査会」とあるのは「部会」と、同条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第二項中「委員の過半数」とあるのは「これを構成する全ての委員」と、同条第三項中「出席した」とあるのは「その部会を構成する」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十一条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

区 分	金 額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇円(用紙の両面を用いるときは、四〇円)
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇円(用紙の両面を用いるときは、二〇円)

備考 用紙の規格は、規則で定める。